

よくある質問にお答えします

Q 保育料はどう変わるの？

A 新制度を適用する幼稚園、保育所、認定こども園の保育料は、現行の負担水準や保護者の所得に応じた支払いが基本となります。
その額は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなります。
新制度を適用しない幼稚園は、これまでと同様に園が保育料を定めます。
詳しくは、お住まいの市町村に直接おたずねください。

Q 地域子ども・子育て支援事業には、どのようなものがあるの？

A 共働き家庭だけでなく、家で育児をしている家庭も含めたすべての子育て家庭を支援する新制度の仕組みの中で、身近な市町村がニーズに応じて子育て支援事業を実施します。

(例) 行政窓口や地域子育て支援拠点等で、子育て家庭が希望する新制度のサービス等を自ら選択して利用できるよう情報提供や相談援助を受けられます(利用者支援事業)。
また、放課後児童クラブを利用できる児童が、小学6年生までに拡大されます。

Q 幼稚園における就園奨励費の制度はどうなるの？

A 新制度の適用を受ける幼稚園の保育料は、あらかじめ就園奨励費が差し引かれたものとなっているため、助成はありません。
ただし、新制度の適用を受けない幼稚園に通う場合は、これまでどおり、園が定めた保育料を支払うこととなりますので、就園奨励費が助成されます。

新制度の情報

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
TEL 03-5253-2111 (代表)
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

問い合わせ先

山梨県福祉保健部子育て支援課
TEL 055-223-1458 (直通)

やまなし子育てネット

検索



(平成26年8月20日発行)

幼稚園、保育所、認定こども園の
利用手続きが変わります

平成27年4月より

子ども・子育て支援新制度

が始まります

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

保育所や幼稚園が認定こども園に移行しやすくなり、
幼児教育・保育を一体的に提供できる環境が、整うようになります。



小規模保育、家庭的保育などが、市町村の認可事業となり、
0～2歳の子どもの預けたい保護者の選択肢が広がります。

保護者の多様なニーズに合った施設を選択できるようになり、
より多くの共働き家庭が保育を受けやすくなります。



詳しい手続き方法は
次のページへ

幼稚園・保育所 認定こども園の 利用手続きが変わります

幼稚園

3～5歳

小学校移行の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

現行どおりの幼稚園運営を行う場合は、新制度の対象となりません。幼稚園から保護者の皆様に案内されます。

認定こども園

0～5歳

教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の良さを併せもつ施設

保護者の就労の有無によらず、また就労状況が変わっても通い続けることができます。地域の子育て支援も行います。

保育所

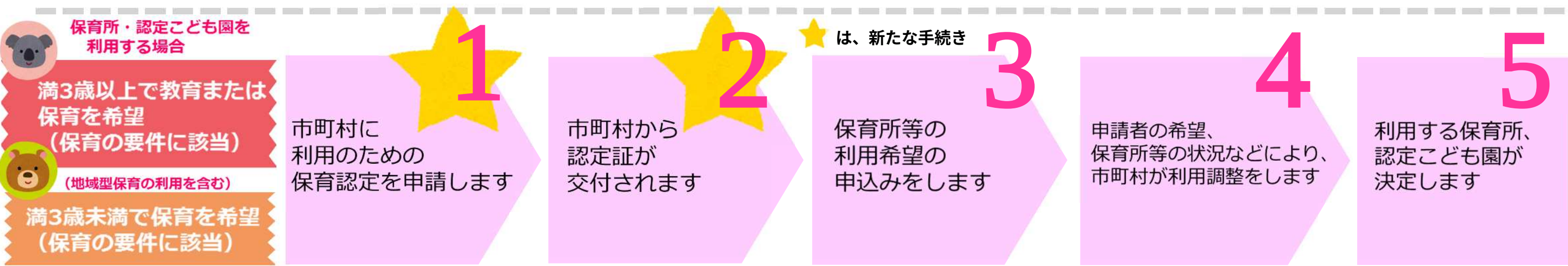
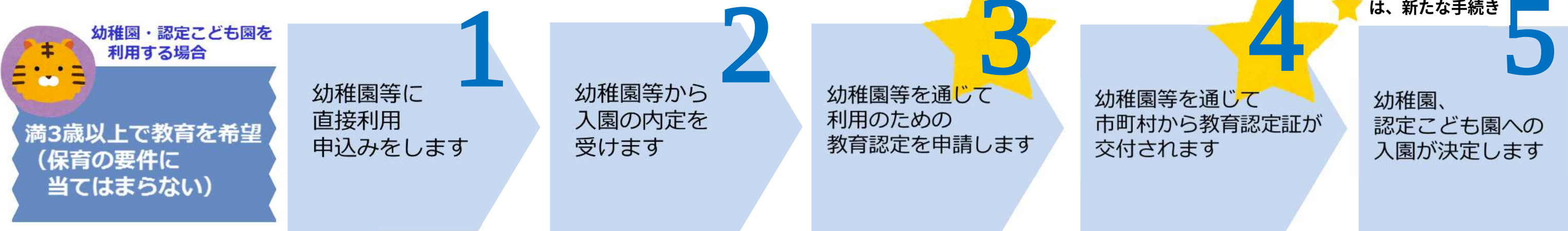
0～5歳

共働きなど家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設

地域型保育事業者

0～2歳

0～2歳の子どもの少人数の単位で預かる保育



保育の認定は、下記の保育の要件や、保護者の働く時間で決まります

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障害
 - 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動（起業準備を含む）
 - 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
- いずれか1つに該当することが必要です

市町村窓口

市町村名	担当課室	電話番号	市町村名	担当課室	電話番号
甲府市	児童保育課	055-237-5669	富士吉田市	子育て支援課	0555-22-1111(代)
都留市	福祉課	0554-46-5112	山梨市	福祉事務所	0553-22-1111(代)
大月市	福祉課	0554-23-8032	韮崎市	福祉課	0551-22-1111(代)
南アルプス市	子育て支援課	055-282-7293	北杜市	子育て支援課	0551-42-1332
甲斐市	子育て支援課	055-278-1692	笛吹市	保育課	055-261-3355
上野原市	福祉課	0554-62-3115	甲州市	子育て支援課	0553-32-5081
中央市	子育て支援課	055-274-8557	市川三郷町	保育課	055-240-4160
早川町	町民課	0556-45-2511	身延町	子育て支援課	0556-20-4580
南部町	子育て支援課	0556-64-4830	富士川町	子育て支援課	0556-22-7221
昭和町	福祉課	055-275-8784	道志村	住民健康課	0554-52-2113
西桂町	福祉保健課	0555-25-4000	忍野村	福祉保健課	0555-84-7795
山中湖村	いきいき健康課	0555-62-9976	鳴沢村	住民課	0555-85-3082
富士河口湖町	福祉推進課	0555-72-6028	小菅村	住民課	0428-87-0111(代)
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211(代)			

ひとくちメモ：

：1号認定

：2号認定

：3号認定

と呼ばれます